（工務課の設置期間の特例）

第十六条　第五十一条第一項の工務課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の設置期間の特例）

第十七条　第五十一条第一項の輸送課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（管理課の設置期間の特例）

第十八条　第五十一条第一項の管理課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例）

第十九条　第五十一条第一項の管理課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用企画課の設置期間の特例）

第二十条　第五十一条第一項の管理課は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（土壌再生利用事業推進課の設置期間の特例）

第二十一条　第五十一条第一項の土壌再生利用事業推進課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地課の設置期間の特例）

第二十二条　第五十一条第一項の用地課は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例）

第二十三条　第六十一条第一項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○環境省令第十五号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）並びに公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）を実施するため、環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

環境大臣　伊藤**信**太郎

環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令

（環境省組織規則の一部改正）

第一条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　大臣官房（第一条―第七条）	第一節　大臣官房（第一条―第六条）
第二節　地球環境局（第八条―第十一条）	第二節　地球環境局（第七条―第十条）
第三節　水・大気環境局（第十二条―第十四条）	第三節　水・大気環境局（第十一条―第十三条）
第四節　自然環境局（第十五条―第二十条）	第四節　自然環境局（第十四条―第十九条）
第五節　環境再生・資源循環局（第二十一条―第二十三条）	第五節　環境再生・資源循環局（第二十条―第二十二条）
第二章　施設等機関（第二十四条）	第二章　施設等機関（第二十三条）
第三章　地方支分部局（第二十五条）	第三章　地方支分部局（第二十四条）
第四章　原子力規制委員会（第二十六条）	第四章　原子力規制委員会（第二十五条）
第五章　環境省顧問（第二十七条）	第五章　環境省顧問（第二十六条）
附則	附則